

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0554

(1/9)

|    |                           |     |           |
|----|---------------------------|-----|-----------|
| 日付 | 令和 7 年 4 月 21 日           | 支出額 | 193,600 円 |
| 項目 | 事務所費                      | 充当額 | 174,240 円 |
| 細目 | 事務所費                      | 按分率 |           |
| 摘要 | 政務活動事務所家賃、共益費、駐車場代 {5 月分} |     |           |
| 備考 |                           |     |           |

政務活動費 領収書等貼付用紙

0554

(2/9)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

|                              |          |              |
|------------------------------|----------|--------------|
| 取引銀行                         | 取引店      | 口座番号         |
| 0017                         |          | *** ****     |
| 取扱店                          | お取引日     | 時刻           |
| 48303                        | 07-04-21 | 12:38        |
| お取引内容                        | お取引金額(円) | 手数料          |
| 振込                           | ¥193,600 | ¥0           |
| お取引後の残高(円)                   |          | おつり          |
| *****                        |          |              |
| お取引現金内訳<br>(1万円) (5千円) (1千円) |          | C 認証<br>(硬貨) |
| 万円 千円 千円                     |          | 円            |

お振込明細またはご案内

お受取人

埼玉りそな銀行  
狭山支店  
普通 3518568  
サヤマフトウサソ(カ様)

ヒカ サヤマトオルセイムカットウツ ムシヨ様

ご依頼

電話番号

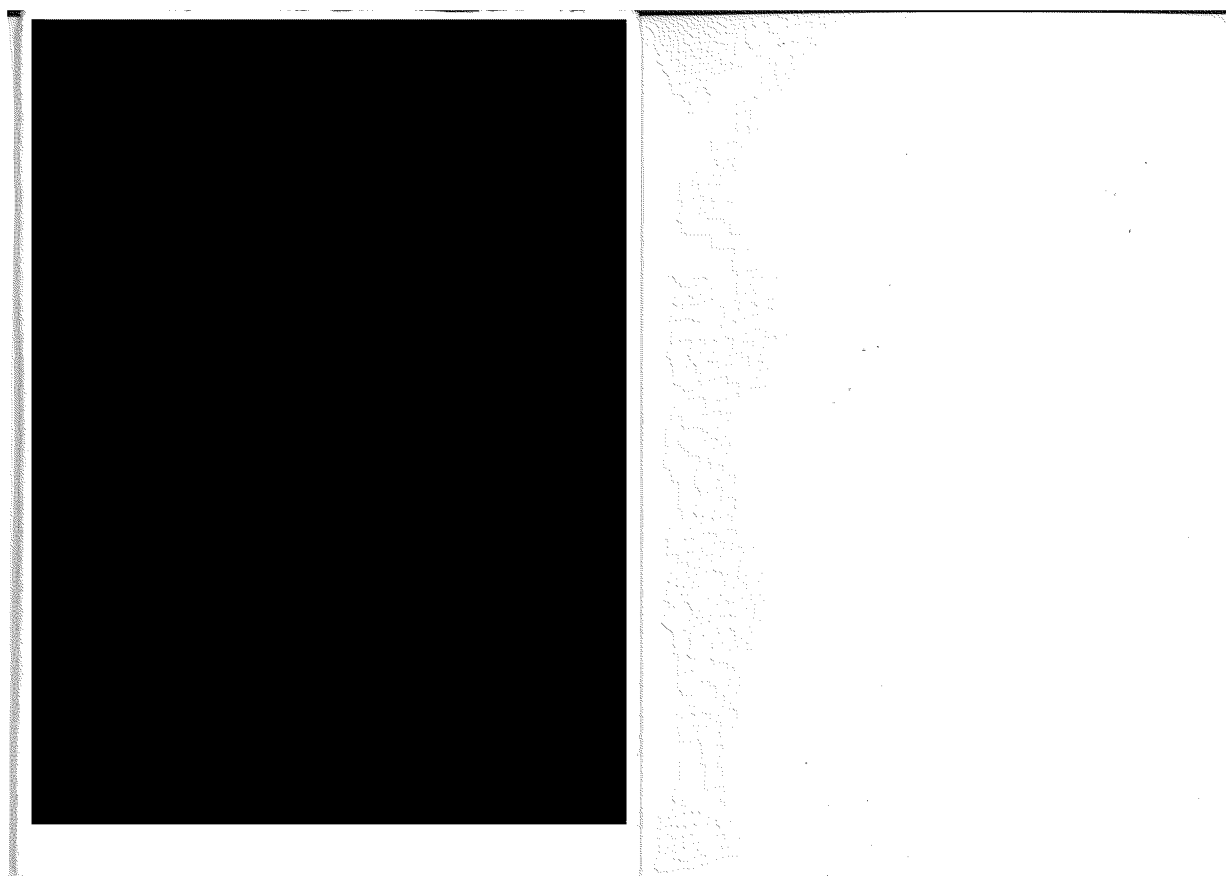
印紙税申告納

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

0554

(3/9)

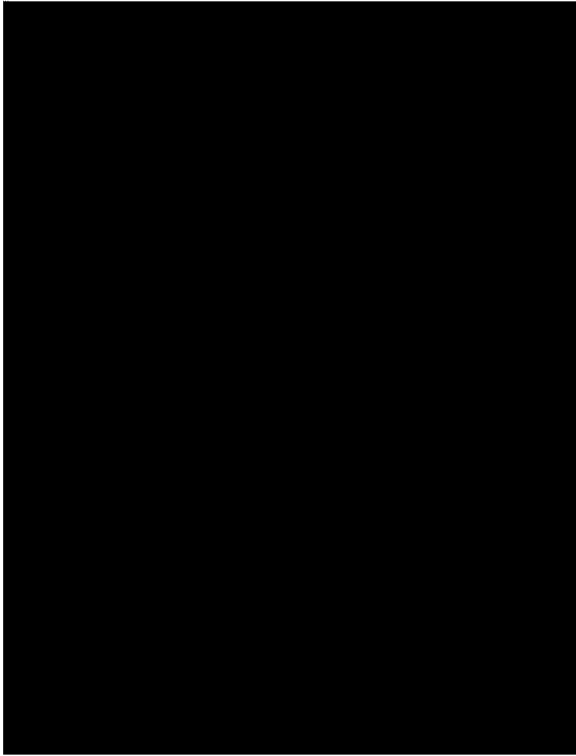


別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0554

(4/9)





# 事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。 )と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。 )と連帯保証人 (以下「丙」という。 )とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。 )に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

|                 |                                   |                                                                       |             |                                                         |
|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------|
| (A) 賃貸借の目的物の表示等 | 名 称                               | 北野第2ビル 3階                                                             |             |                                                         |
|                 | 所 在 地                             | (住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11<br>(地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7<br>(家屋番号) 6512番7 |             |                                                         |
|                 | 種 類                               | 事務所                                                                   |             |                                                         |
|                 | 構造・規模                             | 鉄骨造陸屋根4階建                                                             |             |                                                         |
|                 | 契約面積                              | 建物: 95.3㎡ (約28.8坪)                                                    |             |                                                         |
|                 | 使用目的                              | 事務所                                                                   |             |                                                         |
|                 | 物件の所有者                            | (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702<br>(名称) 聖和商行株式会社                     |             | 貸主<br>(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702<br>(名称) 聖和商行株式会社 |
| (B) 賃貸借条件       | 賃 料                               | 月額 金 150,000円<br>(外消費税) 金15,000円                                      | 礼 金         | 金300,000円 (外消費税80,000円)                                 |
|                 | 共 益 費                             | 月額 金10,000円 (外消費税)                                                    | 敷 金         | 金150,000円                                               |
|                 | 更新料                               | 新賃料の0.5ヶ月分                                                            | 保 証 金       |                                                         |
|                 | 更新事務手数料                           | 新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)                                                     | 償 却         |                                                         |
|                 | 敷金の返還時期                           | 物件明渡し日より3ヶ月以内                                                         |             |                                                         |
|                 | 火災等保険料                            | 乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)                        |             |                                                         |
|                 | その他使用料                            | 無                                                                     |             |                                                         |
|                 | 契約期間                              | 令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで                                           | 5年間         |                                                         |
|                 | 引 渡 日                             | 令和 6年 3月 1日                                                           | 賃料発生日       | 令和 6年 3月 1日                                             |
|                 | 借主の解約権                            | 解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する                                  |             |                                                         |
| (C) 保証          | 貸料等の支払方法                          | 以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする<br><振込口座><br>金 融 機 関<br>口 座 種 類<br>名 義 人    |             |                                                         |
|                 | 支 払 期 限                           | ①翌月分を毎月末日までに支払う<br>②振込み手数料は乙の負担とする                                    |             |                                                         |
|                 | 連 帯 保 証 人                         | 家 賃 債 務 保 証 会 社                                                       |             |                                                         |
|                 | 連帯保証人 極度額                         |                                                                       | 家賃債務保証会社 社名 |                                                         |
|                 | 特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。 |                                                                       |             |                                                         |

特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

| 貸 主・甲                                                            | 借 主・乙                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〒222-0037<br>横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号<br>聖和商行株式会社<br>代表取締役 北 野 敦 也 | <br>東 山 徹                                                                                  |
| 連帯保証人・丙                                                          |                                                                                                                                                                              |
| 印                                                                | <br> |

| 媒介業者                                                                                                                                         |                                                                                                                                               |                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| [取引態様] 「貸借」／媒介・代理・<br>[免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号<br>[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日<br>[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13<br>[商号又は名称] 狭山不動産株式会社<br>[代表者の氏名] 代表取締役 | [取引態様] 「貸借」／媒介・代理・<br>[免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号<br>[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日<br>[主たる事務所] 埼玉県入間市豊原 1-12<br>[商号又は名称] 株式会社ハウスネット<br>[代表者の氏名] 代表取締役 | [取引態様] 「貸借」／媒介・代理・<br>[免許証番号]<br>[免許年月日]<br>[主たる事務所]<br>[商号又は名称]<br>[代表者の氏名] |
| [宅地建物取引士]                                                                                                                                    | [宅地建物取引士]                                                                                                                                     | [宅地建物取引士]                                                                    |
| [登録番号]                                                                                                                                       | [登録番号]                                                                                                                                        | [登録番号] 知事・第 号                                                                |
| (宅地建物取引士)                                                                                                                                    | (宅地建物取引士)                                                                                                                                     | 印                                                                            |
| 業務に従事する事務所所在地<br>埼玉県狭山市祇園 2-13<br>狭山不動産株式会社<br>電話 04 (2958) 0077                                                                             | 業務に従事する事務所所在地<br>埼玉県狭山市祇園 1-13<br>株式会社ハウスネット<br>電話 04 (2956) 5500                                                                             | 業務に従事する事務所所在地                                                                |

## 【普通】建物賃貸借契約約款（事業用）

### 第1条（契約期間）

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

### 第2条（使用目的）

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のために使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

### 第3条（賃料および共益費等の支払い）

- 乙は、(B)の賃料、床料、駐車場賃料、その敷料金（以下、「賃料等」といいます。）を(A)に記載された甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数＝日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

### 第4条（礼金・押入れ金）

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または押入れ金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

### 第5条（敷金・保証金）

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等は利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等を不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができるものとします。この場合、乙は甲より充分の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充て済を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の修繕・修繕後、乙が差し入れた敷金等から来ない賃料等その他本契約に基く乙が負担すべき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を返金または返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕債務に相当する費用負担に相当する残額が不足している等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

### 第6条（駐車場等）

- 乙は、敷地内の駐車場等（バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。）を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承認を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承認を得なければならないものとします。
- 甲は、天災地変・火災・爆発・衝突・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じたとき、一切その責を負いません。
- 乙は、放棄または過失により本物件の敷地または(B)に規定する敷地内損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管物使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

### 第7条（損害賠償等の加入義務）

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に遭い、自己の負担にて他人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

### 第8条（付帯設備）

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う経年劣化・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

### 第9条（乙の管理注意義務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「管理注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
- 乙（店主・実業主等の関係者を含む）が放棄・過失または管理注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該第三者にその損害を賠償するものとします。

### 第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものとは推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いづれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
  - 本物件を1ヶ月以上の長期間にわたり使用しないとき
  - 乙の住所、所在地、代表者、事業目的、主要業主等の重要な事項または、表面【明渡し】に記述した連絡先に変更が生じたとき
  - 乙が合併・事業譲渡・会社分割等を行うとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 通常保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡・後見開始・後見終了の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

### 第11条（禁止事項）

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を定意をすること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく、他の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊（仮宿）させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、修繕、修繕その他の工作物の取付、改築、工作を伴う修繕等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、爆発、爆発、腐蝕、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、火、毒物の貯蔵（臨時であっても明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない物品を除く。）を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 飲酒、刀剣類または爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 危険物、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する特定薬物）等、興奮剤、幻覚剤、麻酔剤等の作用を人の精神に及ぼすおそれのある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、賭博、暴行の発生その他近隣の迷惑おそれ共同生活を営む行為や衛生害となる行為
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらを総して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を発生させ、または反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、犯罪、暴力団等の行為をなして、近隣者および他の入居者、管理者に不安感、被害等を生ずる行為をなすこと
- 別紙に定められた禁煙等がある場合、これに違反すること

### 第12条（修繕義務と費用負担範囲）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとします。ただし、乙の故意・過失、管理注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承認を得ることなく自ら費用負担において修繕を行うものとします。甲は、次の各号に定める修繕については、修繕費を負担します。
  - 物件の電気配線、配線、配線、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
  - 電気、ガス、水道等の消耗品の交換
  - 本物件内の乙所有の設備、設備に相当する修繕
  - バス・トイレ・洗面・台等の排水の詰まり、水漏れ、カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた設備の修理・修繕、修繕（パッキン）の交換
  - (A)記載の鍵を紛失した場合の交換および新設費用
  - その他、付帯設備等の軽微な修繕
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の要請を拒否したことにより、乙に損害が生じたときは、甲はその責を負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、遅やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならないものとします。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物処理費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

### 第13条（修繕等）

- 乙は、本物件の修繕等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
  - 本物件の修繕等を設置するとき
  - 電気、ガス、水道等の設備の容量等に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設取付または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い修繕等を設置した場合、当該修繕等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

### 第14条（賃料等の改定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

### 第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

天災、地盤、その他甲の責めに歸することのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限を受け、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。甲は、甲の責めに歸する事由に起因して、甲の責めに歸さないものとします。

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(注)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から開始条件で更新し以後も同様とする。

2. 本契約が更新(前項の更新および他借借戻日の法定更新を含む。)された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(注)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができる。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の借賃関係を損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 入居するに至ったのは本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したこととが判明したとき
  - (2) 賃料等の支払引当金が9ヶ月以上滞連したとき
  - (3) この貸付の目的外使用または法令、条例等に基づき不慣れの使用を受けたとき
  - (4) 前条第1項に規定する事項のうち「同居者」・「社会主義」・「政治信条」またはこれらに類する法的に排他的権利の成立がなかったとき
  - (5) 賭博、娯楽の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序、平穏等を妨害する行為を反復したとき
  - (6) 本契約書の各条項の規定に反したとき、または別居施設でない共同利用がある場合、この場合は、(1)から(5)までのいずれかに該当した場合に於いて、その他の借主若しくは甲に対して賃料等の支払いが求められても、これはこれを理由に本契約の有効性を主張することができず、甲は同条の規定に従い、本契約を解除することができる。
  - (7) 甲または乙の一方が本条第1項に規定する事項のいずれかに該当した場合に、その相手方は何れかの事由が生じたことに伴って、直ちに本契約を解除することができる。
- 第3条 本契約終了後2年の存続保証期間に関する事項を説明したとき
- (1) 本契約締結後に、自らまたは役員（取締役若しくは監事、取締役、執行役またはこれらに準する者）が反社会的勢力が属していると認められる者（暴力団員、犯罪者、公益、慈善、動物保護、飲酒等の取組を行う者を含む。）、もしくはその他の借主諸君の紹介を受けることによる行為を行ったとき
- 第4条 甲は、乙の車の登録のつづきが当該法人に該当しない場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 前1条に定める番号から第1回までに掲げられた行為を行ったとき
- (2) 前1条に定める三番を適用して、次のいずれかの行為を行ったとき
- ① 1に対する悪意のない言動による要求行為  
② 甲に対する法的な責任を転嫁し不当な要求行為  
③ 甲に対し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為  
④ 詐欺を執し、偽造文には威力を加えて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
- ⑤ 乙の車を①から④に準する行為

[illegible]

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了したことを、直ちに本物件を引継ぎます。
2. 乙は、本物件の引渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
  - (1) 乙の本物件内に入居したすべての借主と賃貸人との間で発生する「借主」の責任を、転賃後の借主に引き継ぐこととする。
  - (2) 本物件を変更した箇所および物件の状態を生じさせた等の損滅、または損滅箇所の修繕
  - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
  - (4) 乙が使用した本物件金庫の鍵管理の精算
3. 『保証』互に同意した賠償責任を負担することとする。
4. その他取扱いに必要となるべき措置

3. 乙は、この装置または過失、損害賠償義務違反により、本物件または、付帯権利に侵害を及ぼした場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、本契約は、本契約による損害賠償請求権の行使に妨げとなるものとする。損害賠償請求権の行使に妨げとなる場合には、損害の使用方法を規定する使用上の条件、保証書を含むものとする。
4. 本物件の使用目的に該して、原則として、前掲「保証書・給付金・返還の使用上の条件」について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に於いて、前記の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を修理した場合には、修理にその物件を占有することになります。この場合、乙は一切の損害を甲とせず、処分した該物件を甲へ返却します。
6. 乙の都合により上記の定めを適用する場合は、甲に対して、明細・修繕帳、立退料、修繕費、傾斜その他の金目の負担にからずります。この負担は本物件の改修、改修等を行います。明細その他のその信託が現存する簿面であっても、乙は支出した費用または該債権の増額額の支払いを甲に請求することはできません。
7. 本契約の終了後においても、乙が既に甲に本物件を甲に明け渡した場合は、乙は本契約終了後、甲の同意なく、甲の所有する本物件の所有権に相当する損害を、および、乙が甲に甲の所有する本物件の所有権を請求するものとします。

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、の場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、鼓動等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

[illegible]

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条項とし、本契約の履行の申出に  
ては會費を徴する権限とし、本物件の戻しに關する一切の權限を丙に委任する。  
(1) 乙が前月の支払を々々月以上滞りし、または度々延滞を繰り返し、甲が相当期間  
定めぬ催告をしたにもかかわらず未だ不応なり、  
(2) 乙が甲への届出せずして所定年限となり、を々月以上滞りしたとき  
(3) 乙が死または破産その他事由により本契約の履行が困難になつたとき  
2. 丙は、本契約が存続する限り、前項の委任を行使する権利を有することができせん。

第2条第7項に基づき、【標記】に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

1. 乙は、本規約が生じる金銭債権（貸付金）の支払ひを滞延した場合、甲に対し、  
 1.8%の割合による延滞損害金を支払ふものとします。ただし、別途締結する  
 証書に定められた支払ひ変動契約等による延滞損害金の定めがある場合は、その定めによ  
 りとします。

2. 乙は、本契約が生じる金銭債権（貸付金）の支払ひを滞延したとき、甲は  
 甲が指定した専ら取扱いの銀行、又は書面又は訪問により督促を受けようとする場合に  
 督促1回につき手数料として金3,000円（別途消費税等）を支払ふものとす

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し承認するものとす。

(1) 当らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと

(2) 当らの役員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力が当らの業務に不当な利益を得、本契約を継続するものでないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

① 相手方に対し不当な競争的ないし排他的な行為を用いること

② 相手方または第三者を利用して相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

- ① 甲および乙は、契約前に知り得る相手方の報告事項を正確なものと推し、これに同意して加入するものとする。
- ② 甲および乙は、個人情報の漏洩に関する法令およびその他の規程を遵守し、個人情報の適正な保護を怠らざる旨を行うものとする。
- ③ 甲および乙は、前条第1項の事例により第三者から情報を得ることなく利用目的以外で個人データを公開若しくは取扱い、または個人データを取扱った第三者に提供してはならないものとする。ただし、次に掲げる場合には限りであつてまされなければならない。

- (1) 法律に基づき必要とされる場合
- (2) 本人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公益の増進の上または災害の防止や公共の福祉のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体等の委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することとして個人資料を利用する際であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

【概記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に算するものとします。

要約及び注、本要約に関する諸影の提起等、裁判上の手続を省しようとするときは、注の用紙を各案件ごとに提出所を第一等の原簿の全頁或該提出所とします。

本規約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙との協議を重んじ、調整をもって協議調整します。

## 駐車場（自動車保管場所）契約書

|             |                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地         | 狭山市富士見1丁目14番11号<br>名称（北野第2ビル駐車場）内 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> |
| 車種及びナンバー及び色 |                                                                                                          |
| 賃料総額        | ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）                                                                            |
| 敷金・保証金      | 金 ー 円也（無利息の約定）                                                                                           |
| 備考          | 礼金として 金 ー 円也                                                                                             |

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和 6年 4月 1日より令和 11年 2月 末日迄  
向う 5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新  
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月 末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。  
（振込手数料は乙負担とする）

万一、ヶ月金なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も  
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ  
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし  
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含  
む)の各条文) に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を  
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地  
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力  
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である  
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ  
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕  
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行  
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な  
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい  
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣  
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発  
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。  
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 〒222-0037  |                         |
| 住 所        | 横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号 |
| 貸 主 (甲)    |                         |
| 氏 名        | 聖和商行株式会社                |
|            | 代表取締役 北野 教也             |
| 住 所        |                         |
| 借 主 (乙)    |                         |
| フリカナ       |                         |
| 氏 名        | 東山 徹                    |
| 自宅 TEL ( ) | 勤務先 TEL ( )             |

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 12 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番 1 号

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0555

(1/1)

|    |                 |     |          |
|----|-----------------|-----|----------|
| 日付 | 令和 7 年 4 月 21 日 | 支出額 | 22,000 円 |
| 項目 | 事務所費            | 充当額 | 19,800 円 |
| 細目 | 事務所費            | 按分率 | 9/10     |
| 摘要 | 事務所駐車場代 5 月分    |     |          |
| 備考 |                 |     |          |

支払証明書あり

|    |
|----|
| 理由 |
|----|





# 賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店



## 自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内  
名称 川口1丁目パーキング  
駐車区画 [REDACTED]  
ナンバー [REDACTED]

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）  
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

- [REDACTED]
- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
  - 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
  - 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階

名称 株式会社 トータルホーム

電話 03 (3598) 9234



乙

住所

埼玉県川口市本町1-6-10

氏名

永瀬 秀樹

電話

(048) 223-6050

勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内  
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

### 消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

#### 1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

#### 2. 変更後ご利用条件

| 項目   |      | 現行ご利用条件 | 変更後ご利用条件 |
|------|------|---------|----------|
| 月額料金 | 本体額  | 20,000円 | 20,000円  |
|      | 消費税額 | 1,600円  | 2,000円   |
|      | 合計額  | 21,600円 | 22,000円  |

#### 3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

2025 5/

## 賃貸借契約更新書

|     |                  |      |  |
|-----|------------------|------|--|
| 物件  | 川口1丁目パーキング       | 駐車区画 |  |
| 所在地 | 埼玉県川口市川口1丁目4-6地内 |      |  |
| 契約者 | 永瀬 秀樹            |      |  |

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

| 旧 契 約 内 容 |                               | 新 契 約 内 容 |                               |
|-----------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 旧契約期間     | 2024年5月1日 から<br>2025年4月30日 まで | 新契約期間     | 2025年5月1日 から<br>2026年4月30日 まで |
| 月 額       | 22,000 円                      | 月 額       | 22,000 円                      |
| 内訳 家賃     | 20,000 円                      | 内訳 家賃     | 20,000 円                      |
| 消費税       | 2,000 円                       | 共益費       | 2,000 円                       |
| 合計        | 22,000 円                      | 合計        | 22,000 円                      |

【追記事項】

**注意事項** 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのま  
適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

|       |                                                               |                                      |
|-------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 貸 主   | 住 所                                                           | 埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階<br>(有限会社千葉 代理人) |
|       | 氏 名                                                           | 株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明              |
| 借 主   | 住 所                                                           | 埼玉県川口市本町1-6-10                       |
|       | 氏 名                                                           | 永瀬 秀樹                                |
|       | 電話番号                                                          | 048-223-6050                         |
| 緊急連絡先 | 住 所                                                           |                                      |
|       | 氏 名                                                           |                                      |
|       | 電話番号                                                          |                                      |
| 媒介業者  | 東京都北区赤羽1-10-4アスカビル3F<br>株式会社トータルホ<br>国土交通大臣(4)第<br>[Redacted] |                                      |

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0556

(1/1)

|    |                 |     |           |
|----|-----------------|-----|-----------|
| 日付 | 令和 7 年 4 月 21 日 | 支出額 | 121,000 円 |
| 項目 | 事務所費            | 充当額 | 108,900 円 |
| 細目 | 事務所費            | 按分率 | 9/10      |
| 摘要 | 事務所賃借料 5 月分     |     |           |
| 備考 |                 |     |           |

支払証明書あり

|    |
|----|
| 理由 |
|----|



更新

## 賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト

埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

# 賃貸借契約証書

## 記

貸主 [REDACTED] (以下甲という)と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という)との間で表記の賃貸借に関し、本目下記のとおり契約を締結する。

### 第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12

物件名 川口本町リハイム

号室 102号 面積 38.58平方メートル(11.67坪)

構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建

- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

### 第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

### 第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。

- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の一个月分を支払うことにより更新できることとする。

### 第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)

- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。

- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。

但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

### 第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

### 第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。

- 2 敷金には利息をつけない。

- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、



令和 5 年 7 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエイティブ

〒332-0012 埼玉県川口市本町

フジタ川口

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号

2

103号



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0557

(1/2)

|    |                          |     |           |
|----|--------------------------|-----|-----------|
| 日付 | 令和 7 年 4 月 21 日          | 支出額 | 330,440 円 |
| 項目 | 事務所費                     | 充当額 | 297,396 円 |
| 細目 | 事務所費                     | 按分率 | 90/100    |
| 摘要 | 事務所家賃代 令和 7 年 5 月から 7 月分 |     |           |
| 備考 |                          |     |           |

| キャッシュサービスご利用明細                                                          |                                                          |        |  |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------|--|
| 毎度ありがとうございます。<br>お取引内容をお確かめのうえ、<br>お持ち帰りください。                           |                                                          |        |  |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <b>埼玉りそな銀行</b> </div> |                                                          |        |  |
| 取引銀行                                                                    | 取引店                                                      | 口座番号   |  |
| 0017                                                                    |                                                          | *****  |  |
| 取扱店                                                                     | お取引日                                                     | 時刻     |  |
| 33943                                                                   | 07-04-21                                                 | 09:52  |  |
| お取引内容                                                                   | お取引金額(円)                                                 | 手数料    |  |
| 振込                                                                      | ¥330,000                                                 | ¥440   |  |
| お取引後の残高(円)                                                              |                                                          | おつり    |  |
| *****                                                                   |                                                          |        |  |
| お取引現金内訳                                                                 |                                                          | C 認証   |  |
| (1万円) (5千円) (1千円)<br>万円 千円 千円                                           |                                                          | (硬貨) 円 |  |
| お振込明細またはご案内 <div style="float: right;">電信</div>                         |                                                          |        |  |
| お受取人                                                                    | 三井住友銀行<br>春日部支店<br>普通 7128326<br>カ) カスカベ"ツシ"ユウタクキョウト"ウハ様 |        |  |
|                                                                         | シラトユキヒト セイムカット"ウツ"ムシヨ様                                   |        |  |
| ご依頼人                                                                    | 電話番号 048-795-7140<br>取扱番号 300020                         |        |  |
|                                                                         | 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済<br>*****                              |        |  |

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月23日

|                  |    |                           |                  |
|------------------|----|---------------------------|------------------|
| 甲・貸主             | 氏名 |                           | TEL              |
|                  | 住所 |                           |                  |
| 乙・借主             | 氏名 | 白 工 幸 仁                   | TEL 048-795-7140 |
|                  | 住所 | 〒344-0033 春日部市備後西3丁目4番13号 |                  |
| 丙・連帯保証人          | 氏名 |                           | TEL              |
|                  | 住所 |                           |                  |
| 極度額 金、4,000,000円 |    |                           |                  |

|                                      | A                 | B                        |
|--------------------------------------|-------------------|--------------------------|
| 宅<br>地<br>建<br>物<br>取<br>引<br>業<br>者 | 主たる事務所<br>所在地・TEL | 主たる事<br>務所<br>所在地・TEL    |
|                                      | 商号又は名称<br>代表者の氏名  | 商号又は<br>名称<br>代表者の<br>氏名 |
|                                      | 免許証番号             | 免許証番<br>号                |
|                                      | 免許年月日             | 免許年月<br>日                |
| 宅<br>地<br>建<br>物<br>取<br>引<br>士      | 氏 名               | 氏 名                      |
|                                      | 登 録 番 号           | 登 録 番 号                  |
|                                      | 業務に従事する<br>事務所名   | 業務に従事す<br>事務所名           |
|                                      | 事務所所在地<br>TEL     | 事務所所<br>在 地<br>TEL       |

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



頭書(5) 借主緊急連絡先

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 緊急連絡先<br>(担当者) | (氏名)               |
|                | (自宅)TEL            |
|                | (勤務先)TEL (会社名・部署名) |
|                | (携帯)TEL            |

頭書(6) 貸主及び管理業者

|    |    |  |
|----|----|--|
| 貸主 | 氏名 |  |
|    | 住所 |  |

|                                         |                               |     |  |
|-----------------------------------------|-------------------------------|-----|--|
| 管理業者                                    | 商号又は名称 (株)春日部市住宅共同販売センター      |     |  |
| 所在地                                     | 春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088 |     |  |
| 「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号 | 国土交通大臣( )第 号                  |     |  |
| (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号                    | ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載  |     |  |
| 管理担当者                                   | 氏名                            | ( ) |  |
|                                         | (賃貸不動産経営管理士:登録番号)             |     |  |
|                                         | ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載     |     |  |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

|     |    |  |
|-----|----|--|
| 所有者 | 氏名 |  |
|     | 住所 |  |

頭書(7) 乙の債務の担保

|                                             |                                           |              |              |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------|--------------|
| 担保の方法<br>(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する) | <input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 | 氏名           |              |
|                                             |                                           | 住所           |              |
|                                             |                                           | 極度額          | 金、4,000,000円 |
|                                             | <input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証  | 家賃債務保証業者名    |              |
|                                             |                                           | 主たる事務所の所在地   |              |
|                                             |                                           | 家賃債務保証業者登録番号 | 国土交通大臣( )第 号 |

頭書(8) 更新に関する事項

|                         |
|-------------------------|
| 契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。 |
|-------------------------|

頭書(9) 特約事項

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。 |
| 2. 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。                        |
| 3. 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。                                          |



## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

|        |         |                                             |      |           |         |
|--------|---------|---------------------------------------------|------|-----------|---------|
| 建<br>物 | 名 称     | 恵ビル 101                                     |      |           | 区画番号( ) |
|        | 所 在 地   | (住居表示) 春日部市中央1-59-4<br>(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4 |      |           |         |
|        | 構 造     | 鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・( 2 )階建／全( 4 )戸         |      |           |         |
|        | 種 類     | 事務所                                         | 新築年月 | 昭和62年 12月 |         |
|        | 面 積     | 49㎡                                         |      |           |         |
|        | 附 属 施 設 | 1階事務所前面 1台駐車場                               |      |           |         |

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

|     |
|-----|
| 事務所 |
|-----|

### 頭書(3) 契約期間

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 2023年 12月 15日 から | 2025年 12月 14日まで |
| 目的物件の引渡し時期       | 再契約の為該当せず       |

### 頭書(4) 賃料等

|                       |                                         |             |    |
|-----------------------|-----------------------------------------|-------------|----|
| 賃 料                   | 月額110,000円                              | 管理・共益費      | なし |
| 家 財 保険料               | 借主様のご判断でご加入ください。                        |             |    |
|                       |                                         |             |    |
|                       |                                         |             |    |
| その他の条件                |                                         |             |    |
| 貸与する鍵                 | 鍵No.                                    |             |    |
|                       | 本 数                                     |             |    |
| 賃料等の支払時期              |                                         | 翌月分を毎月 末日まで |    |
| 賃 料 等<br>の 支 払<br>方 法 | <input checked="" type="checkbox"/> 振 込 |             |    |
|                       | <input type="checkbox"/>                |             |    |
|                       | <input type="checkbox"/>                |             |    |

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0558

(1/2)

|    |                                     |     |         |
|----|-------------------------------------|-----|---------|
| 日付 | 令和 7 年 4 月 21 日                     | 支出額 | 6,500 円 |
| 項目 | 事務所費                                | 充当額 | 3,250 円 |
| 細目 | 事務所費                                | 按分率 | 1/2     |
| 摘要 | 駐車場代（本町事務所）                         |     |         |
| 備考 | 政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため 1/2 の按分とする |     |         |

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0558

(2/2)

用途に使用するための1/2の役分とする

領 収 証 No. \_\_\_\_\_

小島信昭 様 7 年 5 月 2 / 日

★ 6,500 円

日 R 7 5 月

上記正に領収いたしました

|             |  |
|-------------|--|
| 内 訳         |  |
| 税抜金額        |  |
| 消費税額等 ( % ) |  |

（記載）



第1条（駐車場の用途）

第2集(資料)

### 第3条 (職金)

#### 第4条 (契約期間)

- ## 第5条（契約の更新）

- ### 第6条 (賠償義務)

### 第7条 (免責)

### 第8条 (原状回復)

### 第9条 (解除)

② 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき

- 第10条（管辖裁判所）

### 第11条 (信義則)

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7 年 3 月 24 日

貸貸人：住所

氏名

領借人：住所

氏名 小島信昭